

業務委託設計書に添付する特記事項

1. 業務箇所

路 線 名	市 町 村 名	箇 所 名
国道254号（三才山トンネル有料道路）	松本市	三才山 本沢

2. 業務内容

業 務	箇 所 名	図 面 の 有 無
測量業務（河川測量）	道路と並行する河川（松本坑口左側）	有り（道路台帳平面図）
砂防指定地内行為許可申請書作成	〃	
測量業務（河川測量）	丸子坑口堰堤上	有り（平面図）

3. 業務期間

90日

4. 成果品

業 務	概 要	摘 要
測量業務	特記仕様書のとおり	
砂防指定地内行為許可申請書作成業務	〃	

5. 業務委託を実施するにあたっての条件等

項 目	作 業 内 容
電子納品	電子納品の対象業務とする。
打合せ協議	（測量業務、砂防指定地内行為許可申請書作成業務） 業務着手前及び成果品納入時、中間打合せの3回を標準とし計上しています。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は設計変更対象とはなりません。
現地調査	各種試験が必要な場合は監督員に協議すること。変更対象とします。

6. 共通仕様書及び特記事項について疑義のある場合は、入札前に（あらかじめ指定された期日）までに書面での回答を求めてください。

特記仕様書

【適用および目的】

本特記仕様書は、次の測量業務委託に適用する。

事業名：平成26年度 三才山トンネル有料道路 暗渠排水工事に伴う測量業務委託

場所：松本市 三才山 本沢

目的 <測量> ◆ 河川測量：暗渠排水工事の設計・砂防指定地内行為許可申請書作成に必要な以下の測量を行う。

(本沢川) ・縦断測量 L=0.500km

・横断測量 L=0.500km

・平面補足測量(既成図利用) L=0.500km

◆ 河川測量：堰堤堆積土除去作業に必要な測量を行う。

(堰堤上) ・縦断測量 L=0.060Km

・横断測量 L=0.060Km

【測量業務】

①測量業務要領等

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「測量作業共通仕様書(H21.12.1適用)及び同記載要領」(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

②打合せ等

- 1 業務の実施に伴う打合せは、着手時、中間、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえその時期を決定する。
- 2 業務着手時又は業務計画書作成時には原則として管理技術者が立合うものとする。

③成果品の提出

報告書は、紙ベースで3部(電子納品は別)作成し、監督員に提出するものとする。

④資料等の貸与

貸与する資料等は、次の通りとし管理事務所に用意された貸出簿に記帳する。

資料の名称	数量	単位	貸与場所	返却場所
道路台帳平面図(S=1:500)貸出用原図	1	式	管理事務所	管理事務所
平面図(S=1:250)丸子坑口	1	式	管理事務所	管理事務所

⑤その他の特記事項

- 1 測量業務のうちで現道で行われる場合は、必要な保安施設及び交通誘導員を配置して、交通の確保並びに安全確保に努めなければならない。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

⑥業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において請負金額が100万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土・日・祝日等を除き10日以内に登録内容の変更は変更があった日から、土・日・祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

⑦測量の基準

測量業務は、次によるものとする。

河川測量区分	測量間隔・幅	縮尺	備考
縦断測量		H:1/500 V:1/50 H:1/250 V:1/250	(本沢川) 起終点の前後50mづつを加算した延長とする。 (堰堤上) 堰堤から帯工の間
横断測量	20m・45～75m幅	1/100	レベル横断とする。
平面補足測量	横断測量幅	1/500	貸与された道路台帳の平面図を補足測量により修正する。
製図工			上記の平面測量により、電子図化する。

⑧検査

- 1 点検測量：本業務において測量の制度及び品質について確認のために点検測量(再測量)を行うものとする。
- 2 測量機械器具の検定：本業務に使用する機械の検定については、(社)日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付するか、又は受注者自身が別に定める検定要領により検定を行い、その記録を提出する。
- 3 電子計算機用プログラムの検定：本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計算機用プログラムの検定要領(案)に基づき必要書類を提出するものとする。

【砂防指定地内行為許可申請書作成】

- 1 公図取得申請書は、道路公社で準備します。